

## 長野県告示第347号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、平成19年長野県告示第450号により同条第1項の指定をした指定区域についてその指定を解除します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する指定区域  
東御市大字田中宇八名ノ上655番1
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

資源循環推進課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子どもステーションいちにのきん
- 3 代表者の氏名  
有吉 美知子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市妻科962番地有吉ビル3階
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、児童養護施設で育つ子どもたちや、虐待・少年非行などの困難を抱える子どもたちのための自立援助ホームの運営、就労環境が整うまでの生活支援などの自立生活援助事業、法的支援を含む救済活動を行い、これらを通じて、社会の未来を担う子どもの福祉と権利擁護に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成27年7月13日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワーカーズコープかがやき
- 3 代表者の氏名  
鈴木 友子
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市下越612番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を高齢者自らが協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹あふれる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。また、福祉分野の担い手として活動し、地域福祉の向上を図ることを目的とします。

県民協働課

## 公告

県営縄文の里地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営縄文の里地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年7月22日から平成27年8月18日まで
- 3 縦覧の場所  
茅野市役所

農地整備課

## 公告

県営みどり湖地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営みどり湖地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年7月22日から平成27年8月18日まで
- 3 縦覧の場所  
塩尻市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
諏訪都市計画道路
  - 3・6・2号 大和先の宮線
  - 3・5・3号 中浜線
  - 3・4・4号 鶴遊館線
  - 3・4・5号 柳並線
  - 3・5・6号 駅前線
  - 3・4・8号 中門線
  - 3・5・9号 本丸線
  - 3・6・10号 裏町線
  - 3・4・12号 横湾幹道線
  - 3・6・13号 山浦線
  - 3・5・14号 湖明三線路
  - 3・4・15号 衣の渡川線
  - 3・5・16号 白狐東線
  - 3・4・18号 神戸田辺線
  - 3・5・23号 神宮寺文出線
  - 3・4・24号 四谷線
  - 3・6・25号 白狐西線
  - 3・4・28号 広瀬橋線
  - 3・4・29号 沖田線
  - 3・5・30号 沖田江川線
  - 3・5・31号 江川橋線
  - 7・6・1号 中大和線
  - 7・6・2号 千本木線
  - 7・5・3号 砂原線
  - 7・5・4号 島崎渋崎線

- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び諏訪市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
須坂都市計画道路
  - 3・5・6号 八町線
  - 3・5・7号 屋部線
  - 3・5・10号 小山線
  - 3・4・16号 村山線
  - 3・4・19号 高甫線
  - 3・5・20号 明德線

- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び須坂市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅野都市計画道路
  - 3・5・9号 一ノ宮線
  - 3・6・16号 上道線

- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び茅野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
下諏訪都市計画道路
  - 3・5・1号 下諏訪停車場線
  - 3・5・4号 四王通線
  - 3・5・5号 湖浜線

- 3・5・9号 久保四王線
- 3・5・13号 砥川西岡谷線
- 3・6・14号 大門砥川線
- 3・6・16号 御田町線
- 3・6・18号 秋宮武居線

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び下諏訪町役場

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画道路

3・5・18号 中越北線

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び宮田村役場

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月21日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成27年度県営住宅大町第2団地ほか3団地消防用設備等点検業務

## (2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

## (3) 履行期間

契約日から平成28年3月18日まで

## (4) 履行場所

大町市大町 県営住宅大町第2団地 ほか3団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を配置できる者であること。

ア 第1類から第5類までの甲種消防設備士免状並びに第6類及び第7類の乙種消防設備士免状の交付を受けていること。

イ 第1類から第7類までの乙種消防設備士免状の交付を受けていること。

ウ 第1種及び第2種消防設備点検資格者免状の交付を受けていること。

(5) 長野県内に本店を有する者であること。

(6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課

電話 0261(23)6524(直通)

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月31日(金) 午前10時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 301号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年7月24日(金)午後5時までに3の場所に提出してください。この場合において、平成27年7月28日(火)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建築住宅課公営住宅室